

大阪府企業立地促進条例

19年4月1日施行

目的(第1条)

わが国産業の国際競争力強化と空洞化防止には大都市圏の産業集積が重要
企業立地促進施策の **基本理念及び基本方針** を定める
大阪の **総合的な魅力に基づく企業立地** を促進、**地域経済の振興と府民生活の向上** を図る

基本理念(第3条)

府内の **地域特性に応じた産業集積** が図られるよう企業立地を促進し、**地域経済の振興に寄与**
新たな **雇用の促進と地域社会への貢献** に配慮
企業が継続的に府内に工場等を設置することが重要 **府内企業の一層の発展を促す**
産業集積、教育学術研究、人材の蓄積、情報、生活環境、交通便利性などの
府の総合的な立地魅力が立地企業に十分考慮されることに配慮

施策の基本方針(第4条)

立地企業に対する一元的な対応、施策を実施

- ・立地企業への**情報提供**
- ・**人材の育成及び確保等**の環境整備
- ・立地企業に対する**優遇措置その他の**
企業立地の促進に関する施策の実施

企業立地に関する相談及び情報提供を
総合的に実施する**体制を整備**

補助金の交付(第5条)

基本理念にのっとり、立地企業に対し
補助金を交付することができる
補助金の交付は、

- ・**先端産業分野の企業立地**
- ・**府内企業の設備投資の促進**

に配慮